

札幌市の公共調達における総合評価落札方式の実践の現況

— 二〇二二年度調査に基づき

正 木 浩 司

はじめに

北海道地方自治研究所の設置する「非正規公務労働問題研究会」（主査〓川村雅則・北海学園大学教授）は、二〇二二年一月二〇日、札幌市の公共調達（工事、役務委託）における入札制度の一つとして施行されている「総合評価落札方式」について、同市の入札・契約の主管部署である財政局管財部契約管理課の関係者を対象に、ヒアリング調査を実施した。

この調査は、市民団体「札幌市公契約条例の制定を求める会」（代表〓伊藤誠一・弁護士）の立案によるものであり、研究会としてその実施に協力し、調査当日には研究会から二人（川村主査、事務局担当の筆者）が参加した。

本稿は、同ヒアリング調査で得られた知見に基づき、札幌市における総合評価落札方式の導入経

緯、市の実施体制、制度運用の現状や課題などについて報告することを目的としている¹。

1. 総合評価落札方式について

最初に、総合評価落札方式の定義や特徴、自治体の公共調達の分野における導入の経緯とその背景について概観しておきたい。

(1) 定義・特徴

総合評価落札方式は、国や自治体が公共調達の過程で実施する入札において、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な者を落札者とする決定方法と一般に定義される。

この「価格以外の要素」とは、具体的には、技術面の評価に関する事項のほか、労働者の雇用・

労働条件、障害者の雇用率、環境への配慮、地元資源の積極的な活用、過去の施工実績などである。案件の内容や性格、あるいは目的などにより、どの要素を評価項目に含めるか、どの項目を重視するかなどが都度変動しうる。

最終的な総合評価点の計算方法としては、「加算方式」と「除算方式」があるとされる。前者は「価格」と「価格以外の要素」の各点数を合算して総合点を算出するもの、後者は「価格以外の要素」の点数を「価格」の点数で除した数値を評価値として算出するものである。

一九九〇年代以降に公共調達の分野でも本格化する競争主義の強化に伴って、調達物の質の低下につながる不当販売（ダンピング）の問題への対策が求められるようになったことから、その方策としていくつかの制度が構想・導入された。総合評価落札方式は最低制限価格制度や低入札価格調査制度などとともにそうした方策の一つに位置づ

けられ、一九九〇年代末期以降、各自治体でも導入・実施が可能とされている。

後段で紹介する国土交通省作成の資料を見ると、総合評価落札方式の導入・実施のメリットとして以下の五項目が挙げられており、その多様な狙いがあらためて確認できる。^②

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。
- ③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。
- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ⑤ 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

(2) 自治体における導入の沿革

自治体レベルで総合評価落札方式の導入が進められてきた沿革およびその背景は以下のとおりである。

ア 「地方自治法施行令」一九九九年改正

総合評価落札方式の導入は、国レベルでは一九六一年の「会計法」（昭和三二年法律第四号）改正の段階で根拠条項となる規定（第二九条の六第二項）が導入されているが、一九九八年度まで実績が一件も無かったという。^③それが一九九八年度以降に総合評価落札方式の実践が始まったのは、「規制緩和推進三カ年計画」（一九九八年三月三一日閣議決定）に同年度中の実施が明記されたことによる。^④

自治体レベルで総合評価落札方式を実施する法的根拠が導入されたのは、その翌年、一九九九年二月に「地方自治法施行令」（昭和三二年政令第一六号）が改正され、第一六七条の一〇の二が明記されたことによる。

一九九〇年代前半期は、一九九三年一二月の中央建設審議会の建議「入札・契約制度の基本的在り方について」を起点として、公共調達の入札方法で推奨される方式が従来の指名競争入札から一般競争入札へと切り替えられるという大きな転機があった時期である。^⑤これ以降、従前は談合対策を主たる課題としてきた自治体の入札・契約制度の領域において、公共調達の質の確保を主旨とするダンピング対策が新たな課題として立ち現れることになった。

イ 「品確法」の制定（二〇〇五年）

自治体レベルでの総合評価落札方式の導入・実施が本格的に進められるようになるのは、二〇〇

五年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成一七年法律第一八号）、いわゆる「品確法」の制定の影響が大きい。同法第三条に定める基本理念には、「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（略）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」（第二項）と明記され、国や自治体が発注する公共工事の品質確保を目的に、総合評価落札方式があらためて推奨されることとなった。

品確法の制定を受け、同年九月、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」が、総合評価落札方式の利用促進を目的に、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」を策定している。同ガイドラインの特徴は、三つの「型」を提示し、案件の特性（規模、技術的な工夫の余地）によって使い分けることを推奨した上で、それぞれの実施手順のモデルを提示していることである。三つの型とはすなわち、「高度技術提案型」、「標準型」、「簡易型」である。

その後、国土交通省が「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」の初版を策定・発行したのは二〇〇七年三月のことである。特に自治体を対象に、前出のガイドラインと同様、総合評価落札

＜図表1＞ 国提示の総合評価落札方式の4つの型

タイプ名	特徴
高度技術提案型	技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)等により、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。
標準型	技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。
簡易型	技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。
特別簡易型(市町村向け簡易型)	技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていないという状態にも配慮し、市区町村向け簡易型総合評価方式では、施工実績や工事成績など、適切な評価を経て定量化された評価項目を可能な限り設定し、入札参加者の施工能力をより簡易に評価することにより、発注者にとって過重な事務負担を軽減しつつ、価格以外の要素を適切に盛り込むことを目的とする。

※ 『公共工事における総合評価方式活用ガイドライン』、『地方公共団体向け総合評価実施マニュアル【改訂版】』に基づき、2018年5月、正木作成。本誌592号(2018年5月号)11頁に掲載のものを再掲。

方式の実施手順を解説するものだが、「型」が一つ追加されていることが注目すべき特徴である。ここで追加された型とはすなわち、「市町村向け簡易型」あるいは「特別簡易型」である。「簡易型」との違いは、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事の案件では、施工計画の評価を要件から外してよいとしたことである。四つの型のそれぞれの特徴については図表1に一覧化したとおりである。

さらに、二〇〇八年三月三十一日付で総務省・国土交通省から都道府県・指定都市宛てに発出された通知「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(総行行第三八号・国総入企第三五号)では、「入札契約制度の改革が進められてきているが、一般競争方式の拡大により、公共調達に関する課題のすべてが解決するものではなく「価格だけでなく、企業の技術力、施工実績等価格以外の要素も適切に評価する総合評価方式の導入を進めるとともに、工事の態様、規模、発注者の体制等に応じて、適切な調達手段を活用する必要がある」とし、「一般競争入札の拡大」を求めつつも、「総合評価方式の導入・拡充」、「ダンピング受注の防止の徹底等」、「一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等」なども併せて要請している。

自治体における総合評価落札方式の導入は、品確法の制定を推進力として、二〇〇〇年代半ば以降、まず公共工事の分野で推進された経緯が見て取れる。

ウ WTO「政府調達に関する協定」二〇一二年改定

世界貿易機関(WTO)の「政府調達に関する協定」(Agreement on Government Procurement: GPA)とは、外務省ウェブサイトに掲載の解説によると、「一九九五年一月に発効した「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO協定)」の附属書四に含まれる複数国間貿易協定と呼ばれる協定のうちの一つ」である。旧協定(一九八一年発効)以来、政府機関等による産品の調達では、二つの原則、すなわち、「内国民待遇の原則」(他の締約国の産品及び供給者に与える待遇を自国の産品及び供給者に与える待遇と差別しないこと)、「無差別待遇の原則」(他の締約国の産品及び供給者であつて締約国の産品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の産品及び供給者に与える待遇と区別しないこと)に基づく規律を適用してきたが、一九九五年の改定により、この適用範囲を拡大し、サービス分野の調達、地方政府機関による調達等までも含めることとされた。

さらに、右記の規律の適用を受けるサービスの範囲は、二〇一二年に採択された改定議定書でさらに拡大され、これが二〇一四年四月六日に発効になった。日本はこの改定議定書を二〇一四三月一七日に受諾しており、同年四月一六日から日本国内で発効になっている。

二〇一四年四月からの改定議定書の発効を受けた日本政府の対応として、「地方公共団体の物品

等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成七年政令第三七二号)が改正され、「地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、(中略)必要な事項を定め」(第一条)た。これにより、協定の適用を受ける公共工事の価額の基準、サービスの種類が特定・拡大された。

WTO協定の適用を受ける案件は、競争入札によつて落札者(受託者)を選定する場合、入札の参加資格における無差別待遇の確保が厳格化され、地域要件(本社の所在地が当該自治体の域内)など、事前に参加資格に制限を加えることは禁じられ、公平性が強化された。その一方で、前出の政令第九条により、最低制限価格制度も協定に抵触するとされたことから、一般競争入札の拡大に伴う不適格業者・不熟達業者等の入札参加やダンピングの問題への対策の一つが実施不可とされた。その上で、こうした状況への対応策の一つとして、総合評価落札方式による落札者の決定が推奨されるに至っている。

2. 札幌市における入札・契約の主管部署

各自治体に入札・契約に関する主管部署を置くかどうかはそれぞれの判断であるが、札幌市の場合は主管部署が存在する。市の二〇二一年度の機構では、財政局管財部の「契約管理課」がそれである。

二〇二一年度の市の機構で言えば、契約管理課には二人の課長が配置されている。契約管理課長と工事契約担当課長である。前者の統括下には、役務契約担当係長と物品契約担当係長を含む四人の係長と、計一〇人の係員が配属されている。一方、後者の統括下には、工事契約係長を含む二人の係長と、係員一二人が配属されている。課の現行の体制が確立されたのは二〇一八年度以降であり、二〇一五〜一七年度の体制と比較すると、役務契約担当係長が新規に配置された点で異なっている。

契約管理課の所掌事務は、「札幌市事務分掌規則」(昭和四七年三月二七日規則第二三三号)別表1-1(5)において以下のように規定されている(二〇二二年六月六日閲覧・引用)。

- ① 競争入札参加資格者の登録事務に関すること。
- ② 物品の購入、製造の請負、修繕及び借受けに係る契約及び検査事務の指導並びに調整に関すること。
- ③ 物品(各課直接購入等に係るものを除く。)の購入、製造の請負、修繕、借受け及び役務に係る契約の締結借受けにあつては市長が別に定めるものに限る。並びに管財部長が指定する物品の検査に関すること。
- ④ 各課直接購入等物品の指定に関すること。
- ⑤ 不用物品の処分(廃棄処分を除く。)に関すること。
- ⑥ 工事、測量、設計、監理及び地質調査並びに道路維持除雪に係る契約の締結(市長が別に定めるものを除く。)に関すること。

を除く。)に関すること。

- ⑦ 工事に係る契約事務並びに役務に係る契約及び検査(測量、設計、監理及び地質調査並びに道路除雪及び雪たい積場管理に係る検査を除く。)事務の指導及び調整に関すること。

- ⑧ 札幌市契約公報の発行に関すること。
- ⑨ 入札・契約等審議委員会の庶務に関すること。

3. 札幌市における総合評価落札方式の沿革

札幌市における総合評価落札方式の運用は、二〇二一年度では、工事(予定価格二五〇万円以上の案件)、工事関係業務(予定価格一〇〇万円以上の測量業務および設計業務)、役務委託(WTO政府調達協定適用の建物清掃業務)の各分野で導入・運用されている。

札幌市における同方式の導入の経緯と背景は以下のとおりである。

(1) 上田市政期の動向

札幌市における総合評価落札方式の導入は、工事の分野が先行し、数年を経て役務委託の分野でも実施が始まったという経緯がある。いずれの分野もその導入は上田文雄氏が市長を務めた時期(在任期間：二〇〇三年六月九日〜二〇一五年五月一日)(以下、上田市政期)のことである。

工事分野での総合評価落札方式の導入は、上田

市政期一期末の二〇〇六年度である。この時期に始まった背景には前節で見たとおり品確法の施行がある。導入にあたり、「札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱」（平成一八年三月二九日財政局理事決裁）が二〇〇六年四月一日に施行された。

上田市政期三期末の二〇一二年から二〇一三年にかけて、札幌市の入札・契約制度に関わって、内外から注目を集める出来事があった。「札幌市公契約条例案」の市議会提案（二〇一二年二月一四日）である。上田前市長はすでに一期末の選挙公約から「公契約条例の制定」を掲げており、三期末の選挙公約（二〇一一年）にもあらためて同条例の制定を掲げていた。市議会提案された同条例案をめぐっては、会派間で賛否が大きく分かれ、継続審議、当初案の撤回、再提案を経て、最終的に二〇一三年一月三十一日をもって否決されている。

上田市政期末の二〇一四年度には、役務委託の分野でも総合評価落札方式の実施が始まっている。「札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札試行要領」（平成二六年五月三〇日財政局契約管理担当局長決裁）の施行は二〇一四年六月六日のことである。その背景には、前節で見たとおり、二〇一二年に改定されたWTO「政府調達に関する協定」の発効の影響がある。札幌市の場合、同協定の改定前より、すでに市役所本庁舎や地下鉄駅舎などの清掃業務の一部については「通常の一般競争によるWTO案件」という扱いで入札を

行ってきたが、二〇一四年当時は低落札傾向にあり、ダンピング対策や履行品質の確保への対応を求められていた。

(2) 秋元市政期の動向

二〇一五年五月、三期一二年続いた上田市政が終わり、その後を継いだのが現在の秋元市政である。秋元市長は二〇一九年四月の市長選で再選され、二〇二二年現在は第二市政期に入っている。

秋元氏が二〇一五年の最初の市長選で提示した選挙公約を見ると、「6つの挑戦」の第一「雇用を生みだす力強い街に」（経済・雇用分野）のトップに入札・契約の改革に関する内容が記されている。以下、その引用である。

○ 地元企業の受注拡大に努め、入札・契約制度の改善を行います

・ 地元企業からの優先発注や優先購入を進めます。また、地元企業の安定経営、雇用維持の実現に向けて、複数年度契約や複数工事に一括発注を拡大します。

・ 公共工事の品質確保と過度な不当販売による受注防止をめざして、価格以外の要素も加味する総合評価方式を拡大します。また、低入札価格調査基準や最低制限価格についても設定を見直します。

右記の引用文を見ると、市の入札・契約制度の

改善に向けた方策として、「地元企業からの優先発注や優先購入」、「複数年度契約や複数工事に一括発注の拡大」、「低入札価格調査基準や最低制限価格の設定の見直し」とともに、「総合評価方式の拡大」が挙げられている。

また、秋元市長が再選を果たした二〇一九年市長選での選挙公約のうち、入札・契約関係の内容は、「6つの道標」のうち「人材を育み成長を続ける躍動の街をつくりまします」（経済・雇用分野）に含まれていた。以下、その引用である。

○ 地元企業の受注拡大に努め、入札・契約制度の改善を行います

・ 地元企業の受注拡大に向けた取り組みを一層推進します。また、入札制度の最低制限価格の設定の見直しや総合評価方式のさらなる拡大を図ります。

・ 市が発注する公共工事の現場で働く労働者の皆さんが、公正な雇用・労働条件の下で働くことができる仕組みを検討します。

二〇二二年時点の現状から言えば、秋元市政では、「総合評価方式の拡大」への取り組みは、一期末・二期末を通じ、他の公約記載事項とともに毎年度前進してきていると言える。この間、秋元市政下で総合評価落札方式がどのように拡大（拡充）されているかは後段で詳しく紹介したい。

あわせて、これら入札・契約制度を改善するた

めの諸施策の中に「公契約条例」の文言が含まれていないことは、特に前任の上田市政との対比において、また、全国的に同条例の制定が進む昨今の情勢との対比において指摘しうる秋元市政の特徴と言えよう。

4. 札幌市における総合評価落札方式の運用状況

(1) 運用に関する規定

札幌市ウェブサイトの「契約関係規程類」のページには、数多くの例規、方針、規程などが掲載されている^⑧。

このうち、総合評価落札方式に関する規定としては、前節でも触れたとおり、工事および工事関係業務の分野と役務委託の分野でそれぞれ、落札者の決定手続きに関する要綱もしくは要領が定められている。

工事および工事関係業務の分野は「札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱」（平成一八年三月二九日財政局理事決裁）に拠る。同要綱は二〇二一年度も名称変更なく存続している。

あわせて、工事に限っては「札幌市工事請負契約に関する基本方針」（平成二五年三月四日財政局契約管理担当局長決裁）が策定されており、この中で、「地元建設業者の受注機会の確保」という方針に関わって、市として、「一般競争入札に

おいて、総合評価落札方式及び成績重視型入札等、多様な入札方法の採用により、市内企業の受注機会の確保に努める」とする項目が見られる。

役務委託の分野は「札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要領」（令和二年三月三〇日財政局長決裁）に拠る。導入当初から数年は「札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札試行要領」（平成二六年五月三〇日財政局契約管理担当局長決裁）に基づいたが、この試行要領は二〇二〇年三月をもって廃止され、現行の実施要領に替えられている。

(2) 総合評価落札方式のプロセス

総合評価落札方式のプロセスは、大きくは、評価基準の策定プロセスと、告示（発注）後の落札者の決定プロセスに二分される。札幌市の場合、評価基準は案件ごとに性格や目的などを勘案してその都度作成されており、その策定は、工事の分野では各発注課が、役務委託の分野では契約管理課が担っている。

現行のプロセスについてヒアリングの中で確認したところによると、工事の分野でも、役務委託の分野でも、上田市政期に確立されたプロセスを秋元市政期以降もほぼそのままのカタチで継承していることがうかがえた。各分野の総合評価落札方式のプロセスは以下のとおりである。

【工事および工事関係業務】

- 評価基準の策定
- ① 発注課が案件ごとに評価基準案を策定（どの型式、任意項目を選ぶかの判断）
- ② 右記の評価基準案について学識経験者二名から意見聴取
- ③ 学識経験者の意見を踏まえ、技術審査会（工事担当部局の課長職で構成）で評価基準案を審議
- ④ 資格審査委員会（工事担当部局の部長職で構成）で評価基準を決定
- ⑤ 告示（発注）

- 評価基準に基づく落札者の決定
- ① 各入札者の評価基準に基づく技術評価点を、技術審査会の審査を経て、資格審査委員会において決定
- ② 入札執行者が、資格審査委員会で決定された技術評価点と入札価格から、総合評価点を算出し、落札予定者を決定
- ③ 管財部長が落札者を決定

【役務委託】

- 評価基準の策定
- ① 契約管理課が案件ごとに評価基準案を策定
- ② 右記の評価基準案について学識経験者二名から意見聴取
- ③ 学識経験者の意見を踏まえ、資格審査委員会
で基準決定

○ 評価基準に基づく落札者の決定

① 開札後、有効な入札参加者の業務費内訳書等を審査

② 審査で有効な結果を得た入札参加者（複数候補）の入札書記載金額と提案書類を基に、落札決定基準による評価、評価点案を作成

③ 評価点案に基づき、資格審査委員会が評価点を決定

④ 評価点の最高点獲得者を落札者に決定

工事と役務委託の両分野における総合評価落札方式の各プロセスを比較すると、前者には「技術審査会」の設置・関与（評価基準案の審議、各入札者の評価基準に基づく技術評価点の審査）があるのに対し、後者にはそれが無い。

また、両分野とも資格審査委員会の設置があるが、その開催頻度にも大きな差がある。工事の分野では毎週（火曜日に技術審査会、金曜日に資格審査委員会）のように開催され、多いときには一回あたり四〇〜五〇件ほどの案件を処理（審議・審査）するのに対し、役務委託の分野では年に一〜二回程度の開催にとどまるとのことであった。

(3) 秋元市政期における「総合評価方式の拡大」の諸相

前節で紹介した市長選の選挙公約にも明記されていたように、秋元市政では「総合評価方式の拡

大」が進められている。この「拡大」には以下のとおり諸相がある。

第一は、総合評価落札方式を適用する分野の拡大である。先述のとおり、「工事」も「役務委託」も総合評価落札方式の導入は上田市政期であったが、秋元市政下の二〇一六年度以降、「工事関係業務」の分野でも導入され、さらに適用対象になる業務の種類も増加傾向にある。

第二は、工事の分野で、実績評価型、地域貢献型、人材育成型など、総合評価落札方式の実施目的別に使い分けられる「型式」について、その種類が拡充されていることである。型式自体は上田市政期にも工事の分野で複数（最終的に三種）が導入されていたが、秋元市政下ではそのバリエーションを大幅に増やしている。あわせて、工事関係業務の分野でも型式の拡充がみられる。

第三は、役務委託の分野で、上田市政期では交通局所管の案件にとどまっていた建物清掃業務の適用範囲を拡大し、市長部局所管の案件（二〇一六年度以降）、水道局所管の案件（二〇二〇年度以降）にも適用していることである。

第四は、実績の増加である。各分野で総合評価落札方式の実施件数を増やし、一般競争入札の案件の総数に占める同方式の適用件数および価額の割合を年々高めている。

(4) 適用基準

どのような条件を満たす案件に総合評価落札方式を適用するかの基準については、分野別にそれぞれ設定されている。二〇二一年度の現況は以下のとおりである。

ア 工事

工事の分野では各案件の予定価格を基準に適用するかどうか判定される。この基準は現在は「一般競争入札対象工事（二五〇万円以上）」とされているが、導入当初から現在まで以下のとおり変更があった。

二〇〇六年四月の導入当初、「公募型指名競争入札対象工事（五〇〇万円以上五億円未満）」のうち五〇〇万円以上二億円未満の工事」と定められたのが始まりである。これが公募型指名競争入札制度が廃止されたことを受けて、同年一〇月に「一般競争入札対象工事（五〇〇万円以上）」のうち二億円未満の工事」に改定された。

その後、二〇〇七年八月に「一般競争入札対象工事（一〇〇〇万円以上）」のうち二億円未満の工事への改定を経て、二〇〇八年一〇月に「一般競争入札対象工事（二五〇万円以上）」のうち二億円未満の工事」へと改定され、下限額の引き下げが相次いで行われた。

二〇〇九年四月からは、「一般競争入札対象工事（二五〇万円以上）」と改定され、上限額が撤

廃された。以降、二〇二一年度においてもこの基準が継続されている。

イ 役務委託（建物清掃業務の委託）

役務委託の分野では、WTOの「政府調達に関する協定」が適用になる、予定価格三〇〇〇万円以上（二〇二一年度現在）以上の建物清掃業務で、履行期間が原則一二月を超にわたるものに適用されている。

ウ 工事関係業務（測量、設計）

工事関係業務の分野では、まず予定価格一〇〇万円以上の測量業務に導入され、これに加えて二〇一九年度からは設計業務にも適用されている。

(5) 型式と評価項目

ア 工事および工事関係業務

前項で述べたとおり、秋元市政下では、総合評価落札方式において実施目的別に使い分けられる「型式」の種類が拡充されている。

型式の導入は、上田市政下では最終的に（二〇一四年度時点で）工事分野の三型（簡易型、技術評価重視型、地域貢献重視型）にとどまっていたのが、秋元市政下では、初年度（二〇一五年度）の段階で工事分野に五型が設定され、二〇二一年度現在では八型にまで拡充されている。あわせて、二〇一六年度から総合評価落札方式が導入された工事関係業務

（測量）の分野でも型式が導入され、二〇二一年度では二業務（測量と設計）三型式にまで増やされている。したがって、二〇二一年度では計一型式が運用されていることになる。

秋元市政下で導入・実施されている各型式の名称、国提示の型との対応、導入・実施年度、実施目的などは図表2のとおりである。なお、国提示の四型（高度技術提案型、標準型、簡易型、特別簡易型）との対応で言えば、札幌市の型式は、計画審査型のみが簡易型であり、これ以外は全て特別簡易型（市町村向け簡易型）である。

工事および工事関係業務の分野で総合評価落札方式を実施する際には、評価基準案の策定プロセスのなかで、対象案件ごとに、その性格や目的などを勘案しながら、型式を選択し、型式ごとに列挙されている評価項目の中から、最終的にどの項目を用いて評価するか、各発注課で決めることになっている。

型式ごとに設定されている評

<図表2> 札幌市の総合評価落札方式の型式の導入・実施年度と実施目的（2022年1月現在）

分野	型式名	国提示の型との対応	導入・実施年度	実施目的
工事	計画審査型	簡易型	2015年度～	工場の品質確保のため、企業や技術者の能力・実績を重視。
	実績評価Ⅰ型	特別簡易型	〃	
	実績評価Ⅱ型	〃	〃	
	人材育成型	〃	〃	将来の担い手の確保・育成のため、若者や女性の雇用・育成を重視。
	地域貢献型	〃	2015年度	災害対応の担い手の確保・育成のため、防災活動・除排雪事業の実績を重視。
	地域貢献Ⅰ型	〃	2016年度～	
	地域貢献Ⅱ型	〃	〃	
	一括審査Ⅰ型	〃	〃	受発注者双方の事務効率化等を図る観点から、入札参加要件や評価基準等を共通化できる複数の工事について適用される。Ⅰ型は実績評価Ⅱ型、Ⅱ型は地域貢献Ⅱ型がベースになる。
一括審査Ⅱ型	〃	〃		
工事関係業務	測量業務型	特別簡易型	2016年度～	技術的能力の高い契約の相手方を選定し、履行品質を確保するため。
	一括審査測量業務型	〃	2018年度～	
	設計業務型	〃	2019年度～	

※ 札幌市提供の「総合評価落札方式 各型式の導入時期」(2022年1月20日入手)に基づき、2022年6月、正木作成。

※ 表中の「国提示の型との対応」については、市契約管理課へのヒアリング(2022年1月20日)の中で確認をとった。

<図表3> 総合評価落札方式（工事）の型式別の評価項目（2021年度）

○必須 △任意

分類	評価項目	計画審査型	実績評価I型	実績評価II型	人材育成型	地域貢献I型	地域貢献II型	一括審査I型	一括審査II型
施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	○	—	—	—	—	—	—	—
	工期設定の適切性	△	—	—	—	—	—	—	—
	工事材料等の品質確認方法及び管理方法の適切性	△	—	—	—	—	—	—	—
	施工上配慮すべき事項の適切性	△	—	—	—	—	—	—	—
企業の評価	同種工事の施工実績の規模	△	△	—	—	—	—	—	—
	公共工事の施工実績	○	○	○	—	○	○	○	○
	提出された工事実績の成績点	△	△	△	—	△	△	△	△
	企業の工事実績の平均点	△	△	△	—	△	△	△	△
	過去5年間の本市工事表彰回数	△	△	△	—	—	—	—	—
	ISO9001取得状況	△	△	—	—	—	—	—	—
	ISO9001又はサポロQMSの取得状況	—	—	△	—	—	—	△	—
	ISO14001取得状況	△	△	—	—	—	—	—	—
	環境対策認証等の取得状況（※2）	—	—	△	—	—	—	△	—
	本工事における主要建設機械の保有状況	△	△	△	—	—	—	△	—
	市内企業活用の施工計画	△	△	△	—	—	—	△	—
	新規卒者又は満35歳未満の中途採用者の雇用状況	—	—	—	○	—	—	—	—
	資格保有者の育成状況	—	—	—	△	—	—	—	—
	若手・女性技術者の育成状況	—	—	—	△	—	—	—	—
札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の取得状況	—	—	—	△	—	—	—	—	
配置予定技術者の評価	過去10年間の主任（監理）技術者等の従事経験	○	○	○	—	—	—	○	—
	過去の従事工事における成績点	△	△	—	—	—	—	—	—
	主任（監理）技術者に係る資格保有状況	△	△	△	—	△	△	△	○
	本工事に関連する資格保有状況	△	△	△	—	△	△	△	△
	現場代理人の従事経験	△	△	△	—	—	—	△	—
	主任技術者としての経験年数	△	—	—	—	—	—	—	—
	継続教育（CPD）の取組状況	△	△	—	—	—	—	—	—
	若手技術者の活用状況	—	—	—	○	—	—	—	—
	女性技術者の活用状況	—	—	—	△	—	—	—	—
	若手・女性技術者の資格保有状況	—	—	—	△	—	—	—	—
	若手・女性技術者の現場代理人の従事経験	—	—	—	△	—	—	—	—
地域貢献等の評価	本店所在地等	△	△	△	—	—	—	—	—
	本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	—	—	—	—	△	△	△	△
	過去3年間の災害対応等の活動実績	△	△	△	—	○	—	△	—
	災害協定締結団体への加入状況	—	—	—	—	—	○	—	○
	経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	△	△	△	—	○	—	△	—
	過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績	△	△	△	—	△	△	△	△
	障がい者の雇用状況	△	△	△	—	△	—	△	—
	本工事に関連する本市まちづくり事業等の活動実績	—	△	△	—	—	—	—	—
	過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績（※3）	—	—	—	—	△	△	—	△

※1）札幌市提供の「型式別の技術評価項目点表」（2022年1月20日入手）に基づき、2022年6月、正木作成。

※2）以下のいずれかが対象。ISO14001の認証／環境保全行動計画書の提出／エコアクション21の認証／北海道環境マネジメントシステム標準の認証

※3）以下のいずれかが対象。福祉除雪事業の地域協力員／公園ボランティア等／森林ボランティア

<図表4> 総合評価落札方式（工事関係業務）の型式別の評価項目（2021年度）

○必須 △任意 ◆選択

分類	評価項目	型式別		
		測量業務型	一括審査測量業務型	設計業務型
企業の評価	同種業務の履行実績の規模	—	—	△
	公共機関発注業務の履行実績	○	○	○
	提出された業務実績の成績点	○	○	○
	企業の業務成績の平均点	△	△	△
	過去5年間の本市業務の表彰回数	△	△	△
	総合評価落札方式による業務の履行状況	△	◆	—
	資格保有者の育成状況	△	△	—
	ISO9001又はサポポQMSの取得状況	—	—	△
配置予定技術者の評価	過去10年間の主任設計者(照査技術者)の従事経験	—	—	△
	過去の従事業務における成績点	—	—	△
	技術者資格保有状況	—	—	△
	継続教育(CPD)の取組状況	△	△	△
	若手・女性技術者の活用状況	△	△	△
地域貢献等の評価	本店所在地	△	△	—
	本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	—	◆	△
	過去3年間の災害対応等の活動実績	△	△	△
	障がい者の雇用状況	△	△	△

※1) 札幌市提供の「型式別の技術評価項目配点表」(2022年1月20日入手)に基づき、2022年6月、正木作成。

※2) 「選択」(◆)の2項目は、当該2項目のうちいずれか1項目を選ぶことを意味する。

評価項目には「必須項目」と「任意項目」があり、評価項目の決定とはすなわち、案件ごとにどの任意項目を含めるかの選択を意味する。
型式ごとの評価項目は、工事が図表3に、工事関係業務は図表4に一覧化したとおりである。
特別簡易型に対応する型式では、①企業の評価、②配置予定技術者の評価、③地域貢献等の評価の三つの「分類」のもと、それぞれ具体的な評価

項目が必須もしくは任意で設定されている。簡易型に対応する計画審査型は、これら三分類に施工計画の審査が加わる。型式別の評価項目の各配点については図表5に一覧化したとおりである。
イ 役務委託（建物清掃業務）
役務委託の分野では型式の導入はない。この分野の評価項目としては、前出の「実施要領」の別

<図表5> 型式別の評価項目の配点一覧（2021年度）

分類	工事								工事関係業務		
	計画審査型	実績評価I型	実績評価II型	人材育成型	地域貢献I型	地域貢献II型	一括審査I型	一括審査II型	測量業務型	一括審査測量業務型	設計業務型
施工計画	11.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
企業の評価	18.4	18.4	14.8	8.5	6.3	6.3	11.8	6.3	16.5	16.5	15.0
配置予定技術者の評価	10.7	9.2	5.0	11.0	1.5	1.5	5.0	2.0	4.0	4.0	10.0
地域貢献等の評価	8.5	9.5	9.5	—	12.0	9.0	8.5	9.0	4.5	7.5	4.5
計	48.6	37.1	29.3	19.5	19.8	16.8	25.3	17.3	25.0	28.0	29.5

※ 札幌市提供の「型式別の技術評価項目配点表」(2022年1月20日入手)に基づき、2022年6月、正木作成。

<図表6> 総合評価落札方式（建物清掃業務）の評価項目例

分類	細分類	評価項目例
価格評価	価格評価	
履行体制評価	履行体制	当該業務に係る人員配置量の提案 適正な履行確保のための業務体制 有資格者の配置 効果的な清掃方法の提案 など
	履行実績	履行実績等
	自主検査体制	自主検査体制の内容等
	その他	障がい者の雇用の取り組み 環境配慮機材の使用状況 など
研修・雇用条件評価	研修体制	技術向上のための研修制度等の有無 資格取得支援制度の有無 従業員に対する社内表彰制度の有無 など
	雇用条件	従業員の支払賃金の提案 健康保険加入の提案 通勤手当支給の提案 健康診断の実施の提案 など

※ 「札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要項」より引用。

<図表7-1> 総合評価落札方式（工事等）の実績（2007～2020年度）

◎ 工事

	年度	一般競争入札		うち総合評価入札			
		件数	価格 (100万円)	件数	割合	価格 (100万円)	割合
上田市政期	2007	308	42,534	21	6.8%	2,165	5.1%
	2008	1,003	53,141	101	10.1%	5,871	11.0%
	2009	1,491	55,567	79	5.3%	4,889	8.8%
	2010	1,499	63,085	64	4.3%	6,072	9.6%
	2011	1,479	74,418	49	3.3%	5,043	6.8%
	2012	1,492	71,041	34	2.3%	4,381	6.2%
	2013	1,491	92,108	32	2.1%	5,149	5.6%
	2014	1,353	105,778	38	2.8%	5,041	4.8%
秋元市政期	2015	1,311	85,816	76	5.8%	7,930	9.2%
	2016	1,264	73,340	126	10.0%	10,825	14.8%
	2017	1,370	99,353	142	10.4%	12,108	12.2%
	2018	1,234	91,264	190	15.4%	12,068	13.2%
	2019	1,199	93,720	200	16.7%	15,512	16.6%
	2020	1,221	101,129	216	17.7%	17,141	16.9%

※ 導入初年度の2006年度については、札幌市からの情報提供がなかったため、不明。

◎ 工事関係業務

	年度	一般競争入札		うち総合評価入札			
		件数	価格 (100万円)	件数	割合	価格 (100万円)	割合
秋元市政期	2015	538	2,230	0	0.0%	0	0.0%
	2016	517	3,156	3	0.6%	32	1.0%
	2017	481	2,797	5	1.0%	65	2.3%
	2018	566	3,701	18	3.2%	111	3.0%
	2019	571	3,712	38	6.7%	219	5.9%
	2020	565	3,301	80	14.2%	600	18.2%

※ 上の2表について、札幌市提供のデータ(2022年1月20日入手)に基づき、2022年6月、正木作成。

紙1に、「次表を参考に調達案件に応じて、分類、細分類及び評価項目を定めるものとする」との説
明を付された一つの表が掲載され、表中に評価項
目例が示されている(図表6参照)。

(6) 札幌市の総合評価落札方式の実績

札幌市における総合評価落札方式の実績につい
て、市から提供されたデータに基づき、図表7に
整理した。秋元市政下で進められている総合評価

落札方式の実績(件数・金額)の増加が見取れる。
また、型式別の発注件数については図表8のと
おりである。件数の合計は、二〇一五年度と二〇
二〇年度を比較すると三倍近くにまで増えている
ことがうかがえる。型式別にみると、一括審査I型

<図表7-2> 総合評価落札方式（建物清掃業務の委託）の実績（2007～2021年度）

	年度	総合評価入札の件数	案件	所管区分
上田市政期	2014	4	地下鉄駅舎	交通局
秋元市政期	2015	3	地下鉄駅舎	交通局
	2016	2	地下鉄駅舎	交通局
		3	札幌市役所本庁舎	市長部局
	2017	4	地下鉄駅舎	交通局
	2018	3	地下鉄駅舎	交通局
		1	白石区複合庁舎	市長部局
	2019	2	地下鉄駅舎	交通局
		4	札幌市役所本庁舎 ほか	市長部局
	2020	4	地下鉄駅舎	交通局
		1	水道局本局庁舎	水道局
		6	菊水分庁舎 ほか	市長部局
	2021	3	地下鉄駅舎	交通局
		1	藻岩浄水場	水道局
	8	白石区複合庁舎 ほか	市長部局	

※ 札幌市提供のデータ(2022年1月20日入手)に基づき、2022年6月、正木作成。

<図表8> 型式別の発注件数（2015～2020年度）

◎ 工事

	2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画審査型	0	0	0	0	0	0
実績評価Ⅰ型	23	26	26	24	37	32
実績評価Ⅱ型	16	17	16	13	16	13
人材育成型	6	11	8	11	10	10
地域貢献型	31	—	—	—	—	—
地域貢献Ⅰ型	—	20	16	21	22	19
地域貢献Ⅱ型	—	15	7	4	4	6
一括審査Ⅰ型	—	22	34	38	44	63
一括審査Ⅱ型	—	15	35	79	67	73
計	76	126	142	190	200	216

◎ 工事関係業務

	2015	2016	2017	2018	2019	2020
測量	—	3	5	5	4	2
一括審査測量業務	—	—	—	13	28	35
設計業務	—	—	—	—	6	43
計	—	3	5	18	38	80

※ 上の2表について、札幌市提供資料「総合評価方式の型式別発注件数」(2022年1月20日入手)に基づき、2022年6月、正木作成。

および同Ⅱ型の増加が著しく、他の型式は二〇一五年度からの水準を維持している状況が見て取れる。
 なお、簡易型（計画審査型）の実績は、少なくとも二〇一五年度以降では一件もない。

(7) 運用上の課題への札幌市の対応

総合評価落札方式の運用上の課題についてヒア

リングで尋ねたところ、工事契約担当からは以下の二点の回答があった。すなわち、「技術評価資料の作成など受注者の事務負担が大きい」、「入札執行の過程で技術評価を実施するため、通常の案

件と比較して落札決定までに期間を要し、余裕を持った発注が必要となる」の二点である。総合評価落札方式に対して当初から広く持たれ続けている懸念の一つは、発注者側にも入札参加

者（受注者）側にも、通常の一般競争入札などに比して、事務処理上の負担が大きく増大すること、落札者（受注者）の決定に時間を要することである。このような問題意識は、例えば前出の『地方公共団体向け総合評価実施マニュアル』にも記述されるなど、早い段階から自覚されており、国が特別簡易型を提示する背景にもなっている。つまり、「手間が増え、時間がかかる」との懸念が根強い総合評価落札方式の導入を広げるためには、この部分を克服するための手段の確立が求められる。

現下の札幌市の実践において、事務作業量の縮減や落札者決定までの期間の短縮などどのような工夫があるのを見たと、以下の二点を指摘しよう。

第一は、二〇一六年度以降、型式に「一括審査型」（Ⅰ型とⅡ型の二種）を導入し、入札参加要件や評価基準などを共通化できる複数の案件について、一括して落札者を審査・決定することができるとしていることである。秋元市政下での総合評価落札方式の実績の増加は、この一括審査型の実施件数の大幅な増加が貢献しているということは**図表8**で確認したとおりである。

第二は、工事の分野での「簡易確認方式」の導入である。この方式は、入札者が評価基準に基づく技術評価点を申告（自己採点表の提出）する手続きに関わって、「申告された技術評価点及び入札価格から算出される総合評価点の最も高い入札者についてのみ技術評価に関する資料の提出を求め、当該入札者から申告された技術評価点の審査

を行う」方式である。導入は二〇一七年二月からであり、最高得点者のみに資料提出を求めることで事務の簡素化を図っている。

あわせて、同様の趣旨の取り組みは、役務委託の分野でも二〇二二年度から試行が始まっており、「評価点案の算出を先に行い、最高点の前者のみ業務費内訳書等の審査を行い、無効でなければ、提案書類の提出を求め」る方法を試行したとのことである。

5. まとめに代えて

以上に見てきたとおり、札幌市の公共調達における総合評価落札方式の導入・運用は、品確法の制定やWTO協定の改定などを背景にしながら、前任の上田市政期に始まり、現役の秋元市政のもとで同方式の適用される案件の件数・金額の実績を着実に拡大させてきている。

日本国内の公共調達の部門で総合評価落札方式の導入が推奨されるに至った背景には、一九九〇年代以降、経済のグローバル化の進展に伴って市場主義・新自由主義の思想に基づく官製市場改革が進められたことがある。国や自治体が発注する工事や役務委託の受注者を決める入札においても価格競争が強化された結果、ダンピング問題が深刻化し、調達される物やサービスの質を維持・確保するという観点から、この問題に対応するための手段の確立が求められたからである。

こうした状況下、諸外国では、自治体が主導して、いわばグローバル経済の荒波から地域の経済循環や地元企業の労働者を守る取り組みが広がっている^⑩。日本の自治体の競争入札において、「価格」だけでなく、「価格以外の要素」を勘案し、技術面の評価（信頼性の確認）のほか、労働者の雇用・労働条件、環境への配慮、地元資源の積極的な活用など、様々な「社会的価値」を評価項目として落札者を決める総合評価落札方式の導入・実践は、そうした世界的な潮流の中に位置づけられうる手法の一つである。「地域を守る」という観点からは、今後も同方式を導入・実施する自治体が増えていくことは望ましいと考える。札幌市では、総合評価落札方式の拡大だけにとどまらず、入札・契約制度の改革・改善をめざす施策の実践を現在も積極的に積み重ねており、今後の取り組みの進展が注目される。

総合評価落札方式の導入は、事務量の増大などの問題を伴うため、一定の条件を満たす自治体でなければ導入が難しいとの認識が、多くの自治体関係者の間で依然として支配的であるように思われる。こうした状況が続くなかにあつては、導入自治体における経験の積み重ねと効率的な運用技術の開発・発信が重要になろう。札幌市を含む総合評価落札方式の導入自治体での取り組みの影響が、未導入の自治体に広く波及していくことが今後とも引き続き期待される。

【謝辞】

本稿の執筆に当たっては、ヒアリングへの対応も含め、札幌市の契約管理課の関係者の皆様に多大なご協力をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

また、連合北海道札幌地区連合会の山口裕一 副事務局長には、資料の提供で特にお世話になりました。お名前を記して謝意を表します。

【注】

- (1) 筆者は以前、連合北海道が中心となつて設置・活動した「公契約条例を社会に広げることをめざすワーキングチーム」(活動期間：二〇一七年三月～二〇一九年一月)に関わり、その活動の一環として、二〇一八年一月一九日、札幌市の入札契約の現状について契約管理課へのヒアリングを実施した経緯がある。その中で総合評価落札方式の当時の実施状況などについても同課関係者から話をうかがい、そのレポート(本誌第五九二号掲載)を一度執筆していたことから、その後の動向にも一定の関心を持ち続けており、本稿の執筆を引き受けることにした。
- (2) 後段で紹介する、国土交通省『地方公共団体向け総合評価実施マニュアル』二〇三頁より引用。
- (3) 斉藤(二〇一八) 八頁。
- (4) 武藤(二〇〇三) 一一〇～一一二頁。
- (5) 斉藤(二〇一八) 五頁。
- (6) 以下、本段落の記述については、外務省ウェブサイトに掲載「WTO政府調達協定」の説明を参照引用した。
- (7) 以上、本段落の記述について、藤原(二〇一四)を参照した。本文を補足すると、最終的に、市提

案の条例案が二〇一三年一〇月三二日に否決された後、議員提案による条例案(内容は市案と同じ)も提出されたが、これも翌日(二一月一日)に否決されている。

(8) 神奈川県地方自治研究センターのウェブサイト掲載の資料「公契約条例制定状況一覧(二〇二二年三月末現在)」によると、二〇二二年三月末時点で、いわゆる理念型条例(基本条例)も合わせて、計六七自治体で制定されているとのことである。

(9) 札幌市ウェブサイトの「契約関係規程類」に掲載されている規程等を二〇二二年六月二二日時点で数えたところ、八二点あった。

(10) 原田(二〇二二) 四～六頁。

【参考文献・資料】

- ・ 公共工事における総合評価方式活用検討委員会『公共工事における総合評価方式活用ガイドライン』二〇〇五年九月
- ・ 公契約条例を社会に広げることをめざすワーキングチーム「入札・契約に関する道内全市アンケート調査の結果について」(北海道自治研究) 第五九二号所収二～一九頁
- ・ 公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇一八年五月 研究所、二〇一八年五月
- ・ 国土交通省『地方公共団体向け総合評価実施マニュアル』【改訂版】二〇〇八年三月
- ・ 斉藤徹史「自治体の入札制度の歴史と公契約条例」(北海道自治研究) 第五九〇号所収二～一三頁
- ・ 公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇一八年三月
- ・ 原田晃樹「NPM時代に対抗する持続可能な公共調達・契約」(北海道自治研究) 第六三八号所収二～一一頁
- ・ 公益社団法人北海道地方自治研究所、二

〇二二年三月

・ 藤原広昭「札幌市公契約条例提案から否決までの経緯」(北海道自治研究) 第五四一号所収一八～二五頁

・ 公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇一四年二月

・ 武藤博己「入札改革 談合社会を変える」岩波書店 二〇〇三年十二月

【参照ウェブサイト】

- ・ 秋元克広公式サイト
<https://sapporo-akimoto.jp/sp>
- ・ 外務省ウェブサイト∨WTO政府調達協定
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ganiko/wto/choratu.html>
- ・ 神奈川県地方自治研究センター∨公契約条例全国の状況
https://kanagawa-jichiken.or.jp/tax_study/kokeiyaku_jorei/
- ・ 国土交通省ウェブサイト∨入札・契約
<https://www.mlit.go.jp/ce/nyusatukeiyaku.html>
- ・ 札幌市役所ウェブサイト∨入札・契約
<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/index.html>
- ・ 総務省ウェブサイト∨地方公共団体の入札・契約制度
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_eyousei/bunkken/14569.html
- ※ 最終閲覧は二〇二二年六月二三日。

へまきき こうじ・公益社団法人北海道地方自治研究所研究員∨

札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱

平成一八年三月二九日財政局理事決裁
最終改正 令和四年三月二八日一部改正

(趣旨)

第一条 この要綱は、札幌市が発注する工事（札幌市工事施行規程（平成四年訓令第四号）第二条第一号に定めるものをいう。以下同じ。）及び測量業務（同条第二号に定めるものをいう。以下同じ。）（以下「工事等」という。）のうち、札幌市工事等一般競争入札施行要綱（平成一七年三月二九日財政局理事決裁。以下「一般競争要綱」という。）に基づく一般競争入札において、地方自治法施行令第一六七条の一〇の二の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、契約の相手方を決定する場合の手續に關して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第二条 総合評価落札方式により入札を行う工事等は、一般競争入札の対象となる工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工計画、施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 各工種の工事のうち、入札者の施工能力及び

地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

- (4) 各工種の工事のうち、主として入札者の人材育成等の取組と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (5) 各工種の工事のうち、主として入札者の地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (6) 測量業務のうち、入札者の履行能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務
- (7) その他必要と認める工事等

(総合評価の方法)

第三条 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 計画審査型 前条第一号の工事に該当する場合
- (2) 実績評価Ⅰ型 前条第二号の工事に該当する場合
- (3) 実績評価Ⅱ型及び一括審査Ⅰ型 前条第三号の工事に該当する場合
- (4) 人材育成型 前条第四号の工事に該当する場合
- (5) 地域貢献Ⅰ型、地域貢献Ⅱ型及び一括審査Ⅱ型 前条第五号の工事に該当する場合
- (6) 測量業務型及び一括審査測量業務型 前条第

六号の委託業務に該当する場合

2 総合評価落札方式で定める評価の方法については、次の各号に掲げる型式に応じて、当該各号に定める「落札者決定基準」によるものとする。

- (1) 前項第一号から第五号に定める型式 別記1
1-1 (略)
- (2) 前項第六号に定める型式 別記1-2 (略)

3 札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱（平成二一年三月二五日副市長決裁）に基づき設置する札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）において必要と認める場合は、前項各号の規定にかかわらず、適用する総合評価落札方式の型式を選定することができる。

(入札手續)

第四条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要綱により実施するものとし、この要綱に定めのない事項については、一般競争要綱に基づく一般競争入札の取扱いによるものとする。

(公開する事項)

第五条 総合評価落札方式により入札を行うときは、あらかじめ一般競争要綱第四条に規定する事項に加えて、次の各号に掲げる事項を公開しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 技術評価点に関する評価項目及びその配点に關すること。
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 総合評価に関する審査結果が公開されること。
- (5) 技術評価点について疑義の照会ができること。

(入札説明書)

第六条 総合評価落札方式による一般競争入札に参加

しようとする者（以下「申請者」という。）に対しては、別記2「標準入札説明書例」（略）により作成した入札説明書を交付するものとする。

（評価基準の決定）

第七条 第五条の規定により公開する事項のうち、総合評価の評価基準に関する事項の決定については、財政局管財部長が、あらかじめ二名以上の学識経験を有する者の意見を様式1-1（略）により聴取し、その結果を審査委員会に提出し、審査委員会の議を経て行うものとする。

2 総合評価の評価基準に関する事項を定める場合には、技術審査会設置要領（平成五年八月二日建設局管理部長決裁）に規定する技術審査会（以下「技術審査会」という。）を活用するものとする。

（入札の参加申請）

第八条 申請者は、一般競争要綱第九条各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を市長が指定する日までに提出しなければならない。ただし、第三条第一項第二号から第六号に定める型式においては、第五号の書類のみを提出するものとする。

- (1) 施工計画に係る技術的所見（様式2-2略）
- (2) 工程表（様式3-1略）（評価項目で指定された場合のみ提出）
- (3) 品質の確認及び管理に係る技術的所見（様式4-1略）（評価項目で指定された場合のみ提出）
- (4) 施工上配慮すべき点に係る技術的所見（様式5-1略）（評価項目で指定された場合のみ提出）
- (5) 技術評価申告事項（様式6-1略）

2 前項に規定する書類は、別記4-1（略）に定める審査方式（以下、「簡易確認方式」という。）を適用する工事等については、審査対象者のみが提出する

ものとする。

第九条 技術評価点については、必要な審査等に技術審査会を活用し、審査委員会がこれを決定する。ただし、札幌市工事等低入札価格調査要領（平成一四年一月二四日財政局理事決裁）第九条の規定により失格とした者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点を算出しないものとする。

2 簡易確認方式において審査対象者とならなかった申請者については、当該申請者が自ら申告した得点に基づき技術評価点を決定する。

第一〇条 総合評価落札方式による入札の執行は、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 次の要件を全て満たす者のうち、総合評価点の最も高い者を落札予定者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - イ 入札説明書に示す、技術評価に関する資料を全て提出していること。
 - ウ 総合評価点が入札標準点（二〇〇点）を予定価格で除した後、一〇〇〇〇〇〇〇を乗じて得た数値を下回らないこと。
 - エ 簡易確認方式においては、審査対象者となつた者であること。
- (2) 総合評価点の最も高い者が複数いる場合は、くじにより落札予定者を決定する。

（落札者の決定）

第一一条 落札者の決定は、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 第七条第一項に定める学識経験を有する者の意見聴取において、落札者を決定しようとする

ときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるときは、入札執行後、財政局管財部長は、落札予定者を当該入札の落札者と決定することについて、二名以上の学識を有する者の意見を、様式7-1（略）により聴取するものとする。

- (2) 前号の場合、落札者の決定は、前号の聴取結果に基づき財政局管財部長が行うものとする。
- (3) 前二号に該当しない場合、財政局管財部長は、第一〇条の規定による落札予定者をもって落札者と決定するものとする。
- (4) 落札者の決定を行った場合は、当該落札者に対し、様式8（略）により落札決定の通知を行うものとする。

（入札結果の公表）

第一二条 前条により落札者が決定した場合は、様式7-2（略）により公表を行うものとする。

2 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果通知日の翌日から起算して三日（札幌市の休日を含める条例（平成二年条例第二三号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）以内に、市長に対し、自らの評価点について様式9（略）により疑義の照会ができるものとする。

3 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、市長に対し、非落札理由について様式13（略）により説明を求めることができる。

4 二項又は三項の照会があった場合、審査委員会にて審議を行い、二項の照会にあつては様式10（略）により、三項の照会にあつては様式14（略）により回答するものとする。また、照会に対する回答にあつては、技術審査会を活用するものとする。

5 簡易確認方式においては、審査対象者以外の者

の技術評価点について、申請者が自ら申告した得点に基づき算出した点数である旨を付記するものとする。

(しゅん功時の調査)

第三条 本工事が別表に定める評価項目について加算点を得た工事である場合、財政局工事管理室長は、当該工事について別表に定めるしゅん功時の調査を行うものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第四条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成一四年四月二六日財政局理事決裁）に基づく参加停止等の措置を行うことができる。

(秘密の保持)

第五条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき申請者から提出された資料等は、原則として公表しないものとする。

(委任)

第六条 この要領の実施に関し必要な事項は、財政局管財部長が定める。

附則（略）

以下、略

※ 札幌市役所ウェブサイトより、二〇二二年七月七日引用。

＼資料2＼

札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要領

令和二年三月三〇日財政局長決裁
最終改正 令和四年四月八日一部改正

(趣旨)

第一条 この要領は、札幌市が発注する建物の清掃業務に係る調達において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第一六号。以下「施行令」という。）第一六七条の一〇の二の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとつて最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の手續に関して、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第二条 この要領の対象として総合評価一般競争入札を行う調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成七年政令第三七二号。以下「特例政令」という。）の適用がある建物の清掃業務（以下「対象清掃業務」という。）とする。
2 前項に定める対象清掃業務については、原則として、その履行期間を二月超にわたり定めるものとする。

(調達の手續)

第三条 対象清掃業務において、総合評価一般競争入札を行うときは、この要領により実施するものとし、この要領に定めのない事項については、特例政令の適用を受ける調達の手續の例によるものとする。

(落札者決定基準の決定)

第四条 施行令第一六七条の一〇の二第三項の規定に基づく落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）にあつては、別表1（略）に掲げる事項を基本に、調達ごとに定めるものとする。

2 前項に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、契約担当部長等は、あらかじめ二名以上の学識経験を有する者の意見を様式1（略）により聴取し、その意見の結果をもとに、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成二〇年三月二八日財政局理事決裁。以下「役務要領」という。）第四条の規定に基づく一般競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の議を経るものとする。

3 前項の資格審査委員会の構成は、役務要領第四条第二項の規定にかかわらず、別表2（略）に掲げるとおりとする。

(入札参加資格等)

第五条 総合評価一般競争入札に参加することができる者は、役務要領第三条に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- 子会社等（会社法（平成一七年法律第八六号）第二条第三号の二に規定する子会社

等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第四号の二に規定する親会社等をいう。

(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等(同士の関係にある場合)

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成一八年法務省令第二二二号)第二条第三項第二号に規定する会社等をいう。以下同じ。)

の役員(会社法施行規則第二条第三項第三号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成一一年法律第二二五号)第二条第四号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成一四年法律第一五四号)第二条第七項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社(株)の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第二条第一号の二に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第二条第一号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第二条第一五号に規定する社外取締役

(d) 会社法第三四八条第一項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第四〇二条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第五七五条第一項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第五九〇条第一項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第六四条第二項又は会社更生法第六七条第一項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 役務要領第八五条第一項(第一号を除く。)及び第二項の規定に基づき定めた要件

2 総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加条件として、入札書記載金額に対応した次に掲げる書類(札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領(平成二四年一月一日財政局理事決裁。以下「低入札価格調査運用要領」という。)第七条第二項第一号に定める入札書記載金額の積算根拠に準ずるもの。以下「業務費内訳書等」という。)を、入札の際に求めるものとし、その旨を次条の入札公告において明示するものとする。

(1) 業務費内訳書

(2) 業務従事者賃金支給計画書

(3) 社会保険料事業主負担分調書

(入札公告)

第六条 総合評価一般競争入札を行うときは、特例政令の適用を受ける調達における公告手続の例によるほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 総合評価一般競争入札を採用していること。

(2) 総合評価に必要な企画提案の書類の提出に關すること。

(3) 落札者決定基準

(4) 落札者の決定方法に關すること。

(5) その他必要な事項

(入札説明書)

第七条 特例政令第八条の規定に基づき、総合評価一般競争入札に参加しようとする者に対し交付する入札説明書は、別記2標準入札説明書例(略)による。

(提案書類の提出)

第八条 市長は、総合評価一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)から、指定した期日までに、入札書並びに入札公告に示す入札参加資格の審査に係る書類(以下「審査書類」という。)及び業務費内訳書等のほか、企画提案に係る書類(以下「提案書類」という。)の提出を求めるものとする。

2 入札参加者から提出された入札書並びに審査書類、業務費内訳書等及び提案書類(以下「入札書等」という。)は、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

(開札等)

第九条 入札執行者(役務要領第二条第一項第八号で

定める者をいう。以下同じ。は、前条による入札があったときは、公告においてあらかじめ示した日時及び場所において、開札するものとする。

2 前項の開札において、入札執行者は、次の事項を告げた後、落札を保留して、開札を終えるものとする。

(1) 入札が無効となる入札参加者

(2) 入札した入札参加者の商号又は名称及び入札書記載金額

(3) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者

(4) 低入札価格調査運用要領第四条に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札をした入札参加者

3 開札を終えた後、入札執行者は、入札参加資格を有したうえで予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者の業務費内訳書等を審査し、業務費内訳書等が低入札価格調査運用要領第七条の二第一項各号又は第二項のいずれかに該当したときは、当該入札参加者の入札を無効にし、その旨を通知する。

4 前三項の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときであっても、施行令第一六七条の八第四項の規定に基づく再度入札は、行わないものとする。

（提案書類の評価等）

第一〇条 入札執行者は、前条の開札結果に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者（以下「評価対象者」という。）について、入札書記載金額及び提案書類をもとに、落札者決定基準による評価を行い、評価点案を作成する。

2 前項の評価を行う場合において、入札執行者は、評価対象者に対し、入札書等に関し必要な説明を求め

ることができる。

3 第四条第二項の規定に基づき意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、契約担当部長等は、第一項の評価点案に基づき落札者を決定することについて、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を様式2（略）により聴取し、その意見の結果を、資格審査委員会に報告するものとする。

4 第一項の評価点案及び前項の学識経験を有する者の意見に基づき、資格審査委員会が評価点を決定する。

（落札者の決定）

第一一条 前条第四項で評価点を決定した結果、評価点の最も高い者を落札者とし、評価点の最も高い者が複数いる場合には、くじにより落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者が、調査基準価格を下回る価格で入札をした場合には、低入札価格調査運用要領に基づく低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。

2 前項の低入札価格調査を行った場合において、落札者の決定に当たっては、低入札価格調査運用要領第九条に定める低入札価格審査委員会の事務を、資格審査委員会が代わって行うものとする。

3 落札者を決定したときは、入札執行者は総合評価に係る審査結果について、第九条第一項で入札参加資格を有していると認められた入札参加者に対し、通知するものとする。

（入札結果の公表）

第二二条 落札者を決定したときは、その入札結果について、札幌市物品・役務契約に係る入札等情報

表に関する事務取扱要領（平成二五年二月二日財政局契約管理担当局長決裁）第八条の規定に基づき、様式3（略）により公表するものとする。

（評価点に係る疑義照会）

第一三条 評価対象者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、第一一条第三項に基づく通知があった日の翌日から起算して三日（札幌市の休日を含む）を除く。以内に、市長に対し、自らの評価点について様式4（略）により疑義の照会ができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく照会があったときは、あらかじめ資格審査委員会の議を経たうえで、書面により回答するものとする。

（企画提案の履行確保）

第一四条 市長は、落札者が提示した企画提案にあつては、落札者と契約を締結する際、その内容を契約の特記事項として約定し、その履行を確保するものとする。

2 市長は、企画提案の履行確保のため、受託者に対して、必要な報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うことができるものとする。

（約定内容が履行されないときの措置）

第一五条 市長は、前条第一項の規定に基づき約定した内容（以下「約定内容」という。）について、受託者が正当な理由なく履行しないときは、当該受託者に対し、是正をしよう指示するものとする。

2 市長は、受託者が前項の指示に従わない、又は約定内容の性質上、是正をすることができないことが明らかであると認めるときは、第一〇条第四項の規定に基づき決定した評価点と、実際の履行内容をもとに

算定した評価点との差を算出し、その差の合算点を、市長が認めた日から起算して一年間（減点措置期間を経過して以降も是正されない場合であつて、第七項による契約解除を行わない場合については、再度市長が認めた日から起算して一年間）に開札を行う対象清掃業務に係る総合評価一般競争入札において、当該受託者における評価点から減ずるものとする。

3 前項の規定は、受託者が事業協同組合等であるときは、当該事業協同組合等のすべての組合員にも適用するものとし、当該事業協同組合等の組合員が単独で入札に参加する場合にも前項の措置を行うものとする。

4 前二項の措置について、札幌市交通局、札幌市水道局、札幌市病院局にて発注する対象清掃業務に係る調達においても適用する。このとき、第一項の「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

5 市長は、第一項の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認めるときは、当該受託者に対し、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成一四年四月二六日財政局理事決裁）に基づき参加停止措置を行うことができるものとする。

6 市長は、前項の場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、当該受託者に対し、請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額することができるものとする。

7 市長は、第一項の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認める場合であつて、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除することができるものとする。

（秘密の保持）

第一六条 総合評価に係る審査結果を除き、この要領

に基づき入札参加者から提出された提案書類は、公にすることにより入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう慎重に取り扱うものとし、原則として、ホームページ等での公表はしないものとする。ただし、札幌市情報公開条例（平成一一年条例第四一号）に基づき公開請求があつたときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

（管財部長の助言等）

第一七条 管財部長は、この要領による総合評価一般競争入札の円滑又は統一的な実施を図る上で必要があると認めるときは、契約担当部長等又は業務発注課課長等に対し、必要な助言その他の支援を行うことができるものとする。

（委任）

第一八条 この要領の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附則（略）

以下、略

※ 札幌市役所ウェブサイトより、二〇二二年七月七日引用。